

8 審査方法及び結果の通知

(1)審査委員会の設置

提案の審査は、主催者において設置する審査委員会が行います。

(2)選考方法

審査委員会は、応募者から提出された応募書類をもとに一次審査を行います。なお、審査にあたり内容に関する追加資料の提出やヒアリング等を実施する場合があります。

一次審査に合格した応募者には、プレゼンテーションを行っていただき、二次審査を行います。二次審査では選定案及び次点案を決定するものとしますが、審査の結果、ふさわしい提案がない場合は、該当なしとする場合があります。

名古屋市は、審査委員会の報告をもとに事業予定者を決定します。

(3)結果の通知

結果は応募者又はその代表者に通知します。なお、事業予定者に決定した者については、事業者名及び事業概要を公表します。

9 失格事項

応募者が次の事項に該当する場合には、失格とします。また、事業予定者に決定した後に該当することが判明した場合には、その決定を取り消します。

(1)応募図書等に虚偽の記載があった場合

(2)募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合

(3)応募にあたり不正な行為があった場合

10 契約の締結等

(1)覚書の締結

事業予定者に決定した者は、速やかに名古屋市と事業用借地権設定契約のための覚書を締結していただきます。

(2)設計の協議

事業予定者は、覚書締結後、名古屋市と基本設計及び実施設計の協議を行い、内容について承認を受けていただきます。

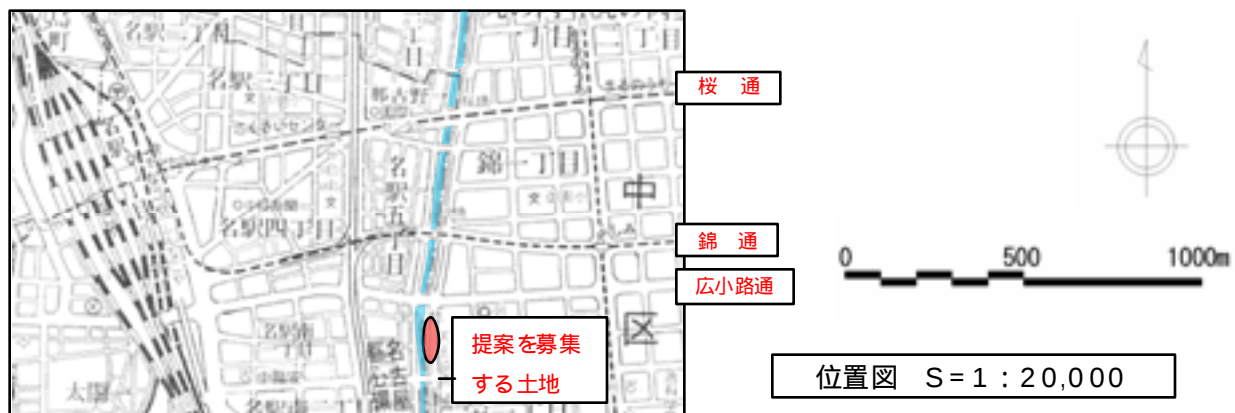
(3)契約の締結

事業予定者は、設計の協議後、工事着工予定日までに公正証書の作成により、名古屋市と事業用借地権設定契約を締結していただきます。なお、公正証書の作成等にかかる費用は事業予定者の負担とします。

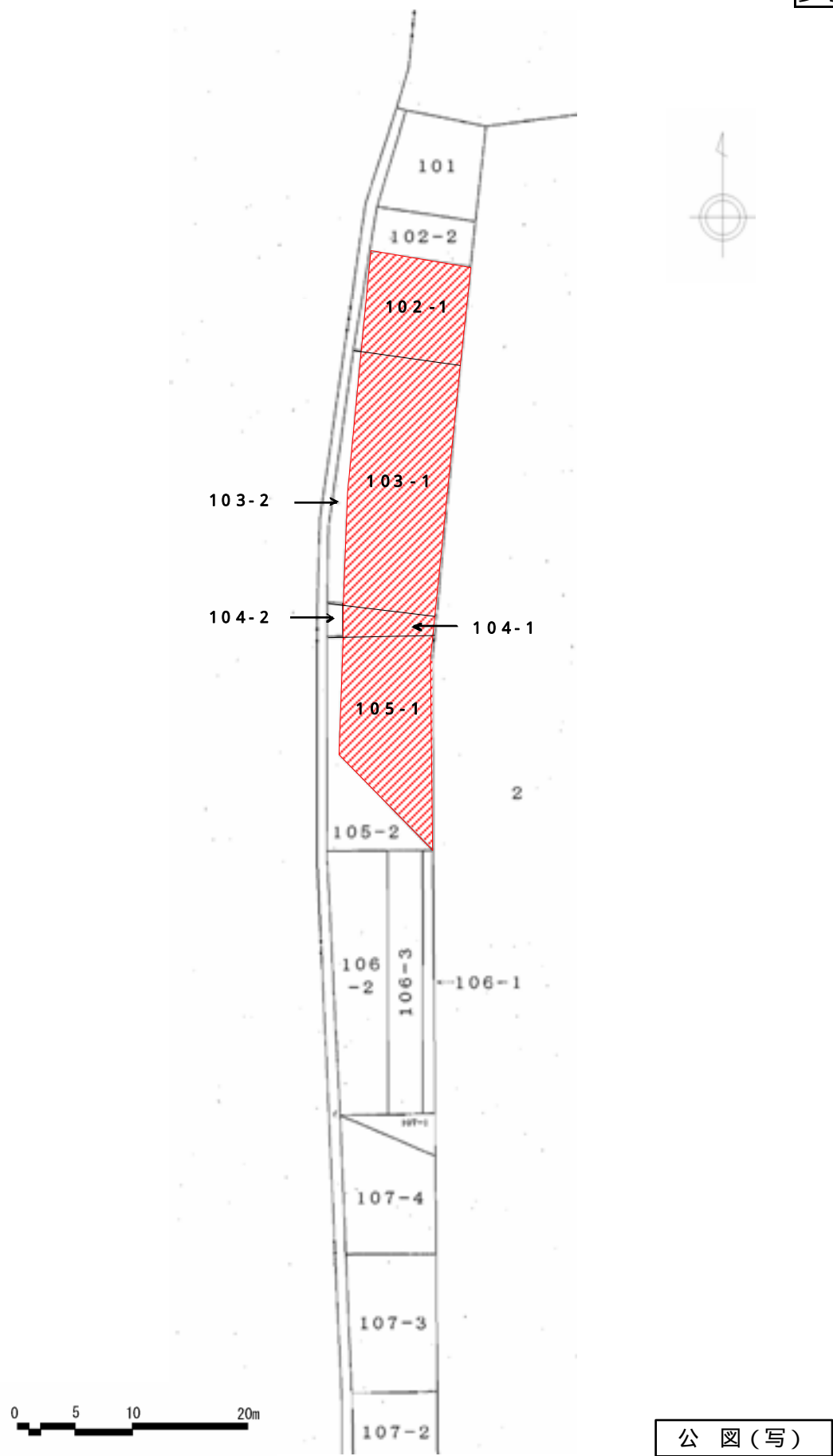
(4)事業の実施

事業予定者は、契約締結後、工事に着工し、指定期日までに工事を終了させ、営業を開始していただきます。

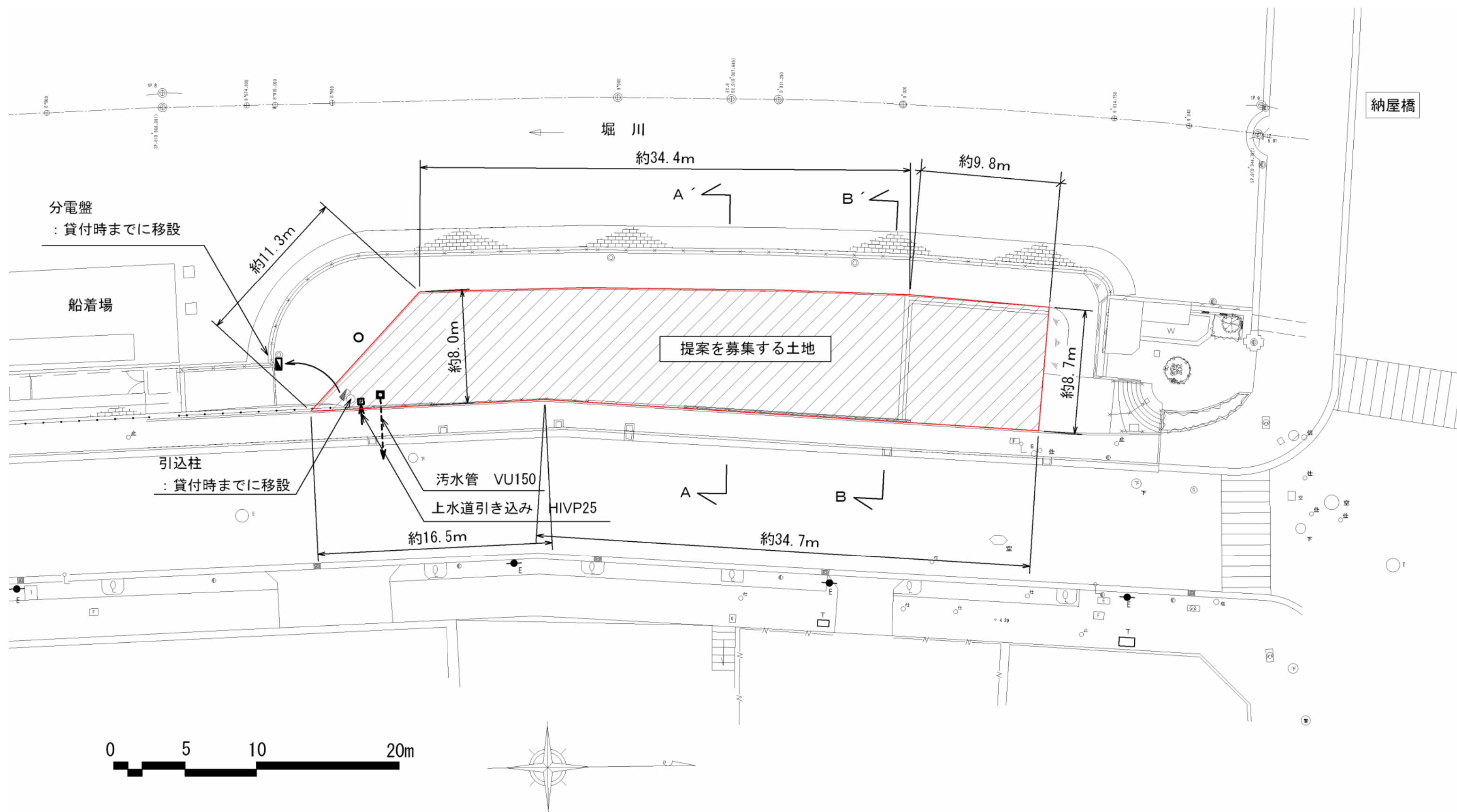
参考図1



付近見取図

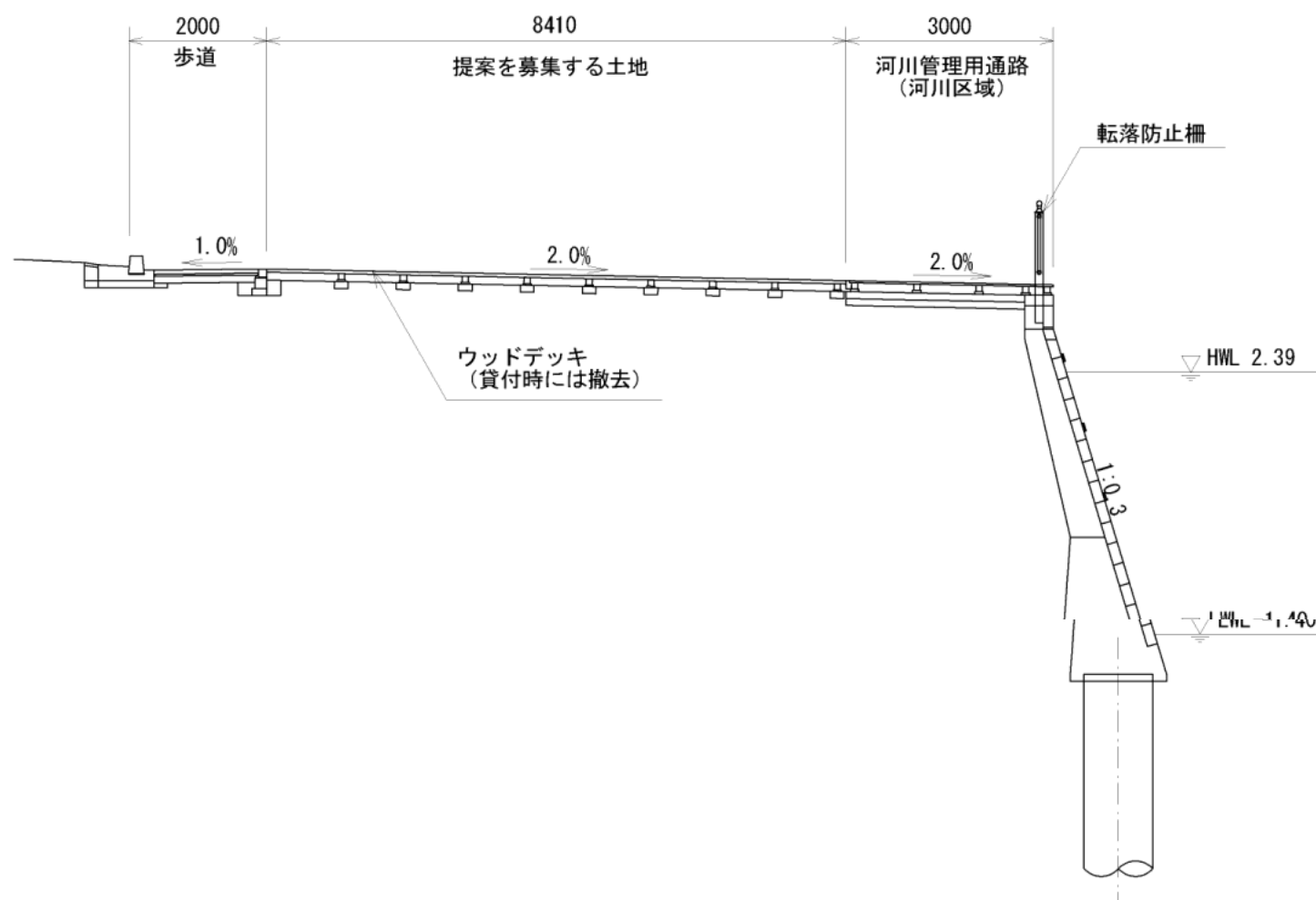


公 图 (写)

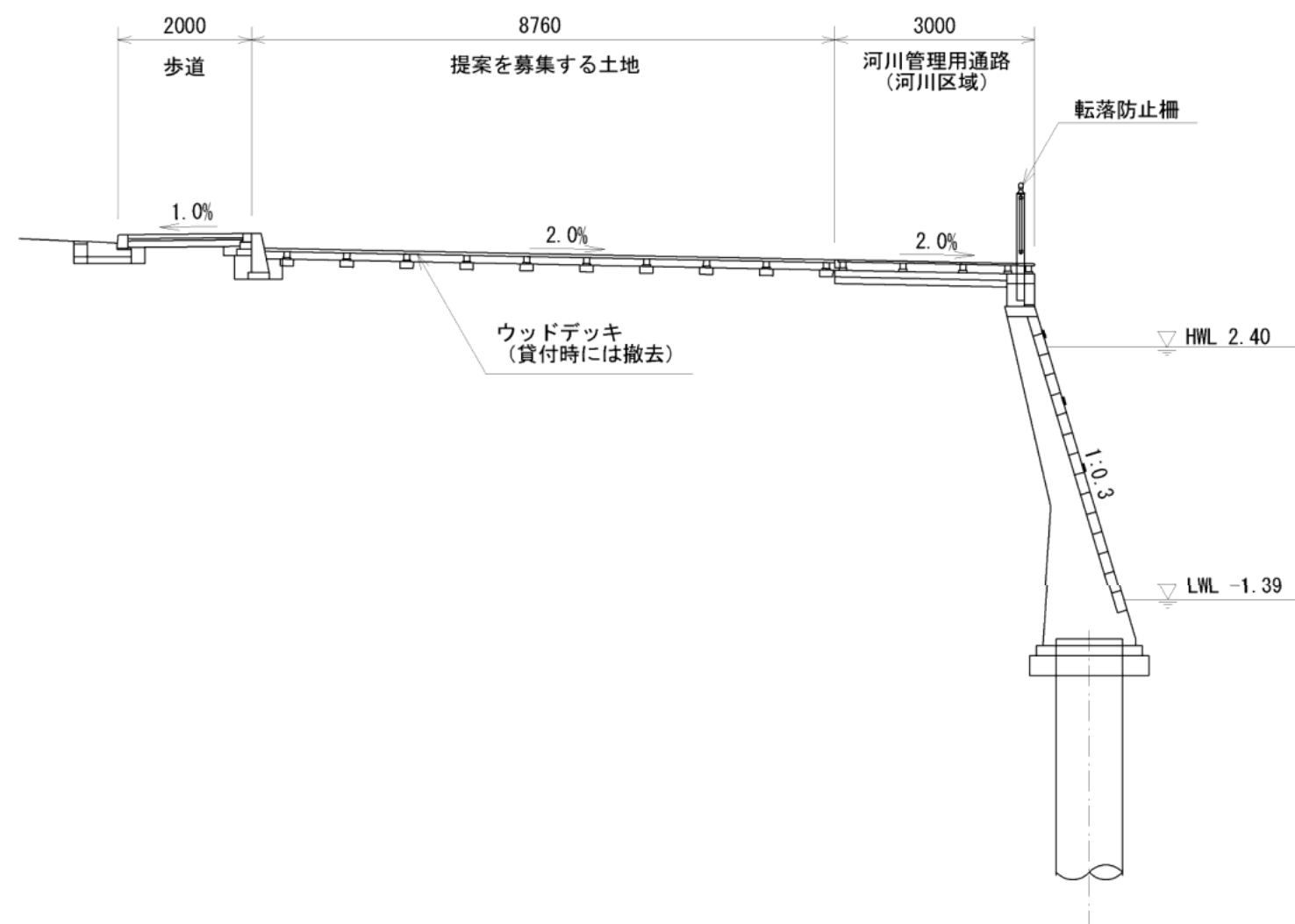


現況平面図

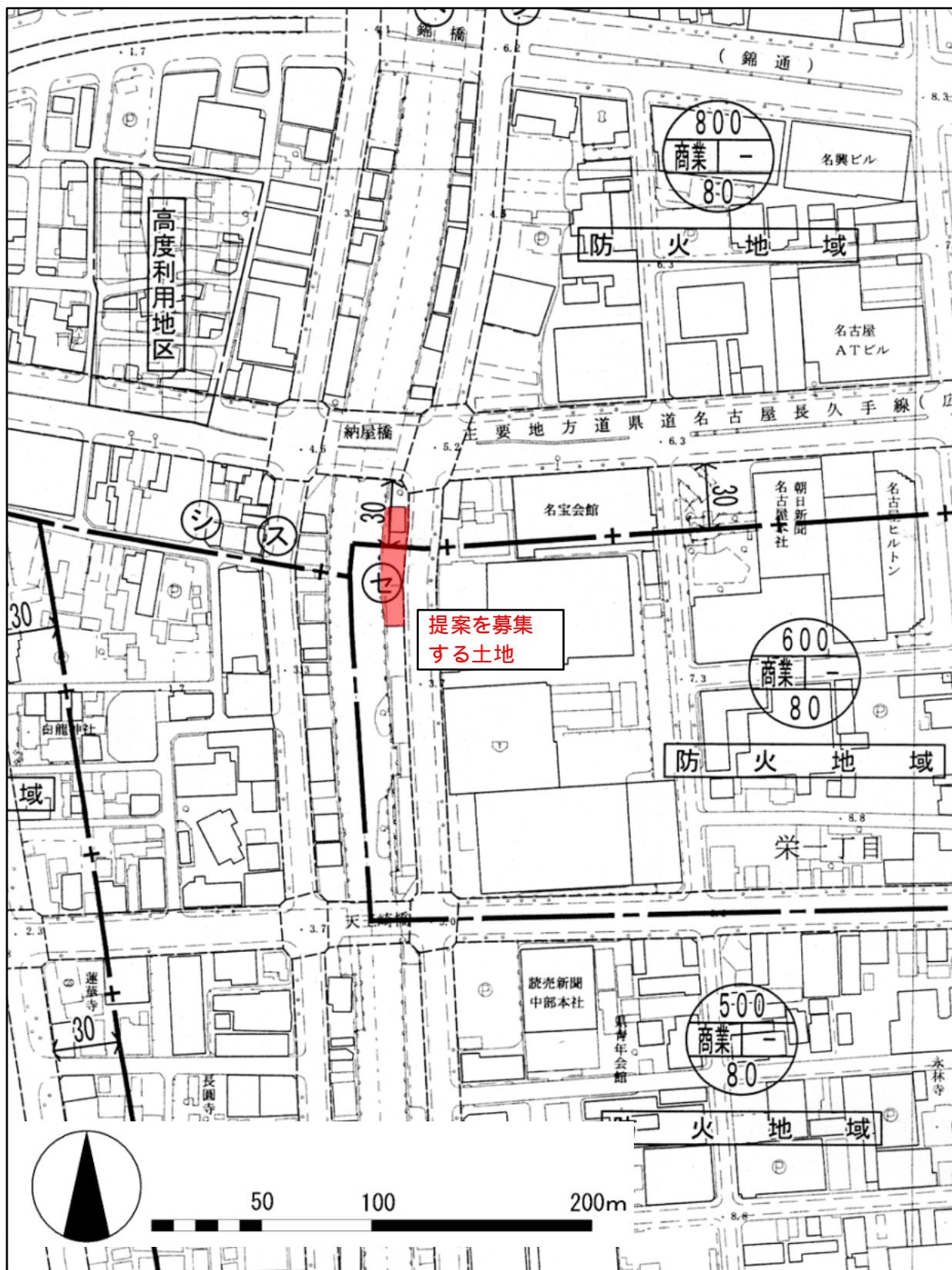
A-A' 断面図



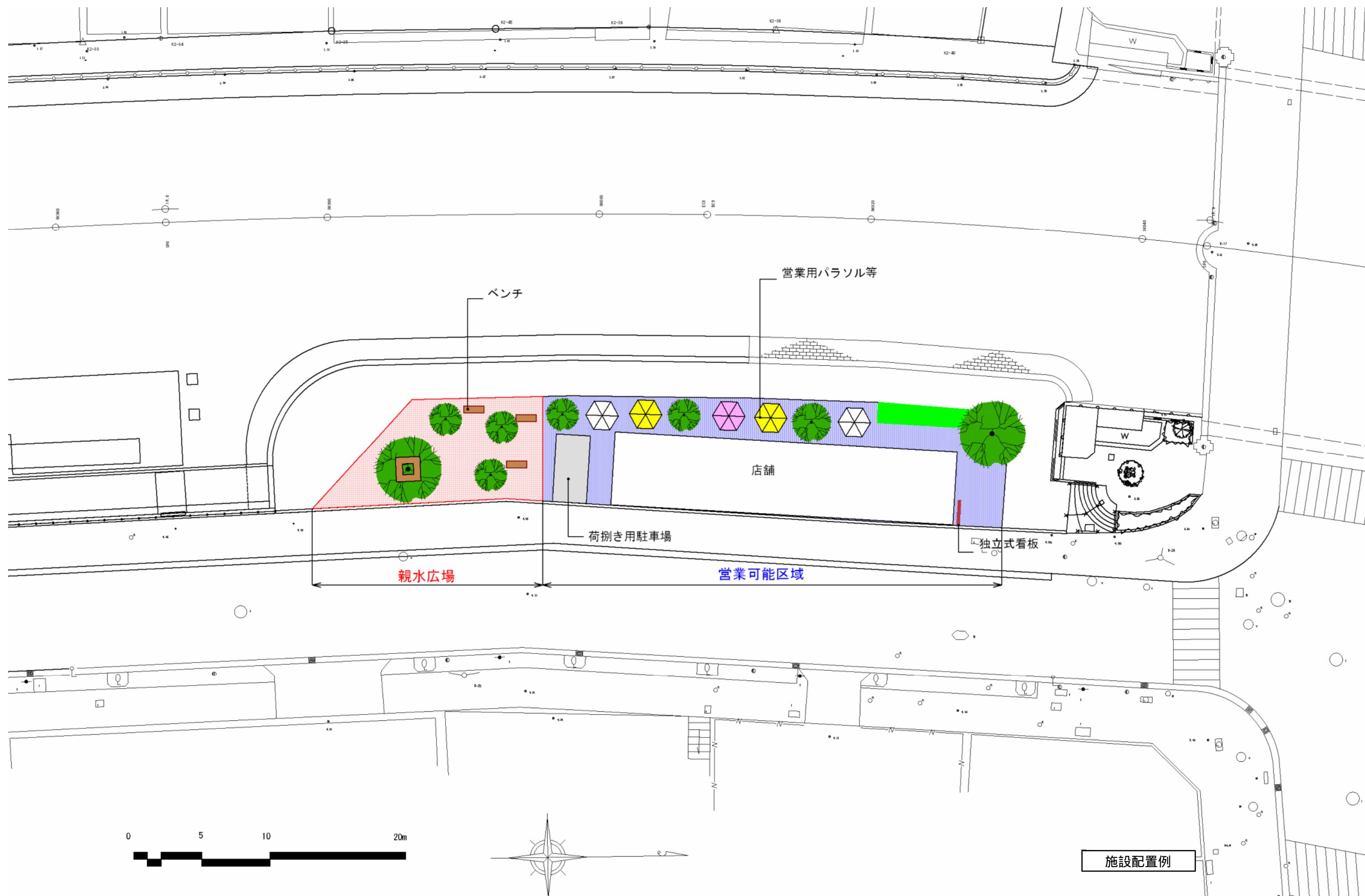
B-B' 断面図



現況断面図



用途地域指定及び指定建ぺい率・容積率



施設配置例

事業用借地権設定契約のための覚書（標準様式）

賃貸人名古屋市（以下「甲」という。）と賃借人_____（以下「乙」という。）とは、甲の所有する別記 1 記載の土地（以下「本件土地」という。）を目的とする事業用借地権設定契約（以下「本件契約」という。）をするため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 甲と乙は、以下の条項により借地借家法（平成 3 年法律第 9 0 号。以下「法」という。）

第 2 4 条に定める事業用借地権（以下「本件借地権」という。）を設定する。

2 本件借地権は、賃借権とする。

3 本件契約については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長はなく、また、乙は本件土地上の建物及び工作物等の買取りを請求することができない。

4 本件借地権については、法第 3 条から第 8 条、第 1 3 条及び第 1 8 条並びに民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 6 1 9 条の適用はないものとする。

（用途の指定等）

第 2 条 乙は、本件土地を専ら _____ 事業の用に供する建物を所有するために使用するものとし、居住の用に供する建物を建築してはならない。

2 本件土地上に乙が所有する建物の種類、構造及び規模は、別記 2 記載のとおりのものである。ただし、構造及び規模については、現時点での予定とし、乙は、確定後すみやかに書面により甲に届け出て、甲の書面による承認を得なければならない。

（用途指定等の変更）

第 3 条 乙は、本件土地の全部又は一部につき、やむを得ない事由により、前条に定める用途の変更（建物及び工作物等の新築又は増改築を含む。）を必要とするときは、事前に変更内容及び事由等を付した書面により甲に申し出て、甲の書面による承認を得なければならない。

2 前項の変更の承認が得られた場合でも、第 5 条の賃貸借期間については、変更しないものとする。

3 乙は、本件土地を、次の各号に定める用途に供し、又は供させてはならない。

（ 1 ）政治的又は宗教的な用途

（ 2 ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項に規定される風俗営業、同条第 5 項に規定される性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

（ 3 ）暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 条）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体及びこれらの構成員の活動する施設の用途

（ 4 ）著しく近隣環境を損なうことが予想される用途

（ 5 ）（ 3 ）及び（ 4 ）のほか、甲が公序良俗に反すると認める用途

(指定期日)

第4条 乙は、第5条の賃貸借期間の始期後速やかに、建物の建築及びこれに関連する必要な工事に着手し、遅くとも平成21年3月31日までにはこれら工事を終了させ、営業を開始しなければならない。

2 乙は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により甲に申請し、甲の承認を書面により得なければならない。

(賃貸借の期間)

第5条 本件借地権の存続期間は、平成____年(西暦____年)____月____日から平成____年(西暦____年)____月____日までの____年間とする。

(賃料)

第6条 本件土地の賃料は、月額金190,300円とする。

＜内訳＞			
名古屋市中区栄一丁目102番1	75.44㎡	36,	226円
名古屋市中区栄一丁目103番1	187.18㎡	89,	882円
名古屋市中区栄一丁目104番1	17.62㎡	8,	461円
名古屋市中区栄一丁目105番1	116.06㎡	55,	731円

2 乙は、前項に定める賃料を、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は下表のとおりとする。

支払対象月	支払時期
4月～ 6月分	4月
7月～ 9月分	7月
10月～12月分	10月
1月～ 3月分	1月

3 日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により支払うこととし、円未満を切り上げる。

4 甲は、法令の改廃により賃料に消費税その他の名目の如何を問わず売上課税がなされるに至ったときは、賃料額に、法令に基づく課税額を自動的に加算して請求することができる。

5 既納の賃料のうち未経過分については、賃貸借期間内において甲の都合により本件契約を解除した場合、又は甲が乙の責めに帰することができない事由があると認めた場合のほか、これを還付しない。

(保証金)

第7条 乙は、保証金として金_____円[建物の延床面積に14,000円/㎡を乗じて得た金額(千円未満切り上げ)が入ります。]を、甲の発行する納入通知書により、甲が定める期限までに納付しなければならない。

2 甲は、本件契約の終了に伴い、契約条項に違反等がない場合には、乙の請求により保証金の全額を返還する。この場合において、本件契約に基づいて生じた乙の債務で未払いのものは、甲は、未払い債務額を差し引いた残額を返還する。

3 前項の場合において、返還すべき保証金には利息を付さないものとし、保証金から差し引く金額がある場合は、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

4 乙は、保証金をもって、本件契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを請求できない。

（賃料の改定）

第8条 甲又は乙は、3年毎に以下に掲げる方式により算定した額に賃料を改定することを請求することができる。

改定賃料＝従前の賃料×変動率

変動率とは、賃料改定の前年秋の時点で公表されている直近の年の総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数を、従前の賃料を決定した時に採用した同消費者物価指数で除した数値とする。なお、賃料の端数については、100円未満を切り上げる。

2 前項の規定にかかわらず、賃料が土地の価格の上昇若しくは下落その他経済事情の変動により、又は周辺の土地の賃料などに比較して著しく乖離した場合には、甲乙協議により将来に向かって見直しを行うことができる。

（延滞金）

第9条 乙は、本件契約に基づき負担する賃料その他の金員の支払いを遅滞したときは、その金員に対し名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第33条第1項に定める割合を乗じて算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第10条 乙が賃料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が賃料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

（届出事項）

第11条 乙は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに甲に届け出なければならない。

（1）乙の本店所在地、商号又は代表者に変更があったとき

（2）乙の地位について合併等による包括承継その他変動が生じたとき

（かし担保）

第12条 乙は、本件契約を締結した後、本件土地について数量の不足その他隠れたかしを発見しても、賃料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

（権利譲渡等の禁止）

第13条 乙は、甲の承認を得ないで本件土地を第三者に転貸し、又は本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、若しくはその権利を担保に供することができない。

（物件保全等義務）

第14条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件土地の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項の規定に違反するなど自己の責めに帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- 4 当該建物等による電波障害、日照障害等の近隣対策は、乙が責任を負うこととする。この場合、それに要する費用は乙の負担とする。

(建物の賃貸)

- 第15条 乙は、本件土地上に乙が所有する建物の全部又は一部を第三者に賃貸する場合は、あらかじめ当該第三者（以下この条において「丙」という。）の氏名（法人にあっては商号及び代表者）住所（法人にあっては本店所在地）店名、営業内容及び賃貸借期間について、書面により甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、乙の本件土地の利用権が法第24条第1項に規定する事業用借地権であり、第5条の賃貸借期間の満了時までに本件土地に存する建物等を収去し、更地にしたうえで、甲に返還する必要があることを丙に対して明示するものとし、乙丙間で締結する契約は、法第39条に規定される取壊し予定の建物の賃貸借契約によらなければならない。
 - 3 乙は、丙について事前に審査し、丙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員等である場合は、建物を賃貸してはならない。
 - 4 乙は、丙に本件契約の内容に反する使用をさせてはならず、かつ本件契約の賃貸借期間終了時における本件土地の返還及び原状回復を困難とする行為をさせてはならない。
 - 5 乙は、丙に近隣住民等に対して損害又は迷惑等を及ぼすことのないよう建物を使用させなければならない。
 - 6 乙は、第5条の賃貸借期間が満了する日の1年前までに、本件契約の終了時期及び本件建物の取壊時期を丙に通知しなければならない。
 - 7 第18条第2号から第7号までのいずれかに該当したことにより甲が本件契約を解除した場合において、丙に損失が生じたときは、乙が損失の補償を行うものとし、乙は甲にいかなる負担もかけてはならない。

(調査協力義務)

- 第16条 甲は、本件土地についていつでもその使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(違約金)

- 第17条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める額を違約金として甲に納付しなければならない。

(1) 第3条第3項各号の定めに違反したときは、金_____円（保証金の100分の30に相当する額。）

(2) 第4条第2項の定めに違反して、甲の承認を得ることなく、本件土地を第4条第1項に定

める指定期日までに用途に供しなかったとき 金_____円(保証金の100分の10に相当する額。)

(3) 第3条第1項の定めに従反して、甲の承認を得ることなく、本件土地を第2条第1項に定める用途以外の用途に供したとき 金_____円(保証金の100分の30に相当する額。)

(4) 第13条の定めに従反して、甲の承認を得ることなく、本件土地を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき 金_____円(保証金の100分の30に相当する額。)

(5) 前条に定める調査協力義務を怠ったとき 金_____円(保証金の100分の10に相当する額。)

(6) 第18条第2号から第7号並びに第19条第1項及び第2項の規定により賃貸借が終了した場合において、賃貸借の終了日と第5条の賃貸借期間満了の日までの期間が1年以上(1年未満の端数は1年とする。)あるとき 1年につき金_____円(保証金の100分の5に相当する額。)

2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除等)

第18条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、本件契約を解除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため本件土地を必要とするとき

(2) 乙が第2条に違反して、本件土地を使用したとき

(3) 乙が第3条に違反して、申し出を行うことなく建物等の新築又は増改築を行ったとき

(4) 乙が第6条に違反して、賃料の支払いを3か月以上怠ったとき

(5) 乙が第13条に違反して、無断で本件借地権等の譲渡、転貸等を行ったとき

(6) 乙が第14条に違反して、故意又は過失により本件土地を荒廃にいたらしめたとき

(7) 乙が銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをしたとき

(8) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

(9) その他乙に本件契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき

(期間内解約)

第19条 乙は、本件契約期間中に、甲に対し本契約の解除を申し入れることができる。この場合、本件契約は、乙の解除申し入れ後1年を経過したことにより終了するものとする。

2 乙は、前項の解約の申し入れ時において、第6条の規定により算出した1年分の賃料相当額を甲に支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

3 甲は、第2条に定める用途に供するため、法令の定めにより許認可が必要な場合において、その許認可が認められなかったときは、前二項の規定にかかわらず本件契約を解除することができる。

（契約の失効）

第20条 天災地変により、本件土地が使用できなくなり、本件契約を継続することが困難となったときは、本件契約は失効するものとする。

2 前項の場合には、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

（原状回復義務）

第21条 契約期間の満了、その他の事由により本件契約が終了する場合には、乙は、自己の費用をもって本件土地に存する建物その他乙が本件土地に付属させたものを収去し、本件土地を原状に復して更地で甲に返還しなければならない。

2 乙は、前項の規定により甲に本件土地を返還するときは、原状に復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。

3 乙が、本件契約が終了したにもかかわらず、本件土地を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から本件土地の明渡し完了までの間、乙は甲に対し賃料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害ある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第22条 乙は、本件契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）

第23条 乙は、本件契約が終了した場合、終了事由に関わらず、本件土地に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

（登記）

第24条 乙は、本件契約締結後、本件土地について、事業用借地権設定登記の手続きを行うことを甲に請求できる。

（契約の費用）

第25条 本契約の締結、履行及び登記に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定管轄裁判所）

第26条 本件契約に定めのない事項又は本件契約に関し疑義のあるときは、甲乙誠意を持って協議のうえ決定する。

2 甲乙間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

（公正証書による契約の締結）

第27条 甲及び乙は、賃貸借期間が開始する前であって甲乙協議のうえ定める期日に_____公証人役場において、公正証書によりこの覚書に定める内容に基づく事業用借地権の設定契約を行うものとし、かかる経費は乙の負担とする。また、公正証書にした際において乙は本契約に定める金銭債務不履行のときは直ちに強制執行に服する旨を認諾するものとする。

別記 1

名古屋市中区栄一丁目102番1	宅 地	75.44 m ² (公簿75.44 m ²)
名古屋市中区栄一丁目103番1	宅 地	187.18 m ² (公簿187.18 m ²)
名古屋市中区栄一丁目104番1	雑種地	17.62 m ² (公簿17 m ²)
名古屋市中区栄一丁目105番1	宅 地	116.06 m ² (公簿116.06 m ²)
合 計		396.30 m ² (位置図・敷地図は別紙のとおり)

別記 2

種類

構造 ____造__階建

規模 建築面積 _____. ____ m²

延べ面積 _____. ____ m²

上記の覚書の締結を証するため本覚書を2通作成し両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成____年____月____日

甲 名 古 屋 市
代表者 名古屋市長 松 原 武 久

乙 法 人 所 在 地

 法 人 名
 代表者役職及び氏名

納屋橋南地区市有地整備活用提案募集 にかかる応募登録申込書

平成 年 月 日

名古屋市長 松原 武久 様

納屋橋南地区市有地整備活用提案募集について、下記のとおり応募登録に申し込みます。

応募代表企業 所在地 名称 代表者職・氏名	〒		
担当者・連絡先	部署名		
	職・氏名		
	電話番号		
	FAX 番号		

共同事業者の有無	有 ・ 無 （いずれかに○印をつける） 有の場合は、全参加者を下表に記入してください。
----------	--

共同事業者 所在地 名称 代表者職・氏名	〒
-------------------------------	---

共同事業者 所在地 名称 代表者職・氏名	〒
-------------------------------	---

共同事業者 所在地 名称 代表者職・氏名	〒
-------------------------------	---

共同事業者の欄が不足する場合は、別紙として継続記載してください。

(様式 2)

整 理 番 号	
受付年月日	
取 扱 者	

上表には記入しないでください。

納屋橋南地区市有地整備活用提案募集にかかる応募申込書

法人名

所在地

代表者職・氏名

応募申込書

平成 年 月 日

名古屋市長 松原 武久 様

所在地

法人名

代表者職・氏名

印

(注)複数の方が、ひとつのグループを組んで応募する場合、下記の共同事業者欄に構成メンバー全員の所在地、名称、代表者を記載することで、グループの代表者を明らかにした委任状と兼ねるものとします。

「納屋橋南地区市有地整備活用提案募集要項」の記載事項を了承のうえ申し込みます。

あわせて、募集要項に定める応募資格を有し、かつ応募の制限に該当しておらず、また、提出書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

なお、提案の選定に関しては一切異議を申し立てません。

(申請者)

応募代表企業 所在地 名称 代表者職・氏名	〒			印
担当者・連絡先	部署名			
	職・氏名			
	電話番号			
	FAX 番号			

共同事業者の有無	有 ・ 無 (いずれかに○印をつける) 有の場合は、全参加者が下表に記入してください。
----------	--

共同事業者 所在地 名称 代表者職・氏名	〒	印
-------------------------------	---	---

共同事業者 所在地 名称 代表者職・氏名	〒	印
-------------------------------	---	---

共同事業者 所在地 名称 代表者職・氏名	〒	印
-------------------------------	---	---

共同事業者の欄が不足する場合は、別紙として継続記載してください。

7 (4)(P.9)の内容に従い、関係書類を添付してください。

損益計算書

法人名: _____

(単位: 千円)

科 目	最近年次		最近年次前年		最近年次前々年		備考
	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 (比率)		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 (比率)		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 (比率)		
売上高		100		100		100	
売上原価		()		()		()	
売上総利益 - =		()		()		()	
販売費および一般管理費							
営業利益 - =		()		()		()	
営業外収益							
営業外費用							
経常利益 + - =		()		()		()	
特別利益							
特別損失							
税引前当期利益 + - =		()		()		()	
法人税及び住民税額							
当期利益 - =		()		()		()	

グループで申し込む場合は、構成メンバー全員について作成してください。

貸借対照表

法人名: _____

(単位: 千円)

科 目			最近年次	最近年次前年	最近年次前々年	備考
			平成 年 月 日現在	平成 年 月 日現在	平成 年 月 日現在	
借 資 方 産	現 金	現金・預金				
		受取手形				
		売掛金				
		棚卸資産				
		その他流動資産				
		小 計				
	有 形 固 定 資 産	有形固定資産				
		無形固定資産				
		投資など				
		繰延資産				
		小 計				
	(借方合計)					
貸 負 債 ・ 資 本 方	負 債	支払手形				
		買掛金				
		未払金・未払費用				
		短期借入金				
		その他流動負債				
		小 計				
	資 本	長期借入金				
		その他固定負債				
		小 計				
		資本金				
		法定準備金				
		剰余金				
		(うち当期利益)				
		小 計				
	(貸方合計)					

グループで申し込む場合は、構成メンバー全員について作成してください。

法人概要説明書(1/2)

法人名:

平成 年 月 日現在

1	会社名			
2	所在地(本社・本店)	〒		
3	連絡先	TEL	FAX	
4	代表者又は店主		生年月日	
5	創業及び資本金	明・大・昭・平 年 月 日	資本金	千円
6	総従業員数	名(男 名・女 名)		
7	主要株主(比率)	1. % 2. % 3. %		
8	主要取引金融機関	1. 2. 3.		
9	業種・業態			
10	事業歴・沿革			
11	堀川または納屋橋地区とのかかわり	今までに、堀川または納屋橋地区と関連する事業・取組などの経験がある場合は記載してください。		

グループで参加する場合は、構成メンバー全員について作成してください。

法人概要説明書(2/2)

法人名: _____

営業の総括	総店舗数		平均売場面積		m ²		平均従業員数		名	
	主な販売品目									
	構成比		%		%		%		%	
	主要仕入先		1.		2.		3.			
主要店舗の概要	主要店舗名	業種	面積 (m ²)	従業員数	最近年次 売上高(千円)	所在地 (市・区まで)				
最近3カ年の売上高	最近年次		最近年次前年			最近年次前々年				
最近3カ年の当期損益	最近年次		最近年次前年			最近年次前々年				
現在の営業方針	商品戦略	----- ----- -----								
	施設戦略	----- ----- -----								
	P R戦略	----- ----- -----								
	その他	----- ----- -----								

グループで参加する場合は、構成メンバー全員について作成してください。

納屋橋南地区市有地整備活用提案募集にかかる提案書

平成 年 月 日

(申請者)

所在地 法人名 代表者職・氏名	〒		印
担当者・連絡先	部署名		
	職・氏名		
	電話番号		
	FAX 番号		

事業計画提案書 (1 / 2)

事業コンセプト	
交流・にぎわいづくり・地域活性化貢献に関する取組方針	(地域や行政が行うイベントなどとの連携方針) (独自に展開するイベント計画など) 親水広場を利用することも可能です。
水辺空間、川沿い立地の活用方針	
周辺美化・環境保全 施策に関する取組方針 施設の広報戦略	
その他 (特にアピールしたい事項等があれば記述してください)	

事業計画提案書 (2 / 2)

予 定 店 舗 名				
業 種 ・ 業 態				
主 要 対 象 顧 客				
主 要 取 扱 品 目	品 目	標準価格帯	予想売上高 構成比	商品の特徴
			%	
			%	
			%	
			%	
			%	
集客数・売上高 見込み	客単価	(昼間) 円 / 人、(夜間) 円 / 人		
	客数	人 / 日	人 / 月	人 / 年
	売上高	円 / 日	円 / 月、	円 / 年
営 業 時 間	連続して営業する時間帯ごとに記載してください。			
休 業 日				
従 業 員 計 画	社員	名	パート・アルバイト	名

店舗が複数になる場合は、店舗ごとに作成してください。

施設計画提案書

施設のデザイン コンセプト		
敷地利用計画	営業区域面積	
	親水広場面積	
	営業区域内の主要施設（店舗除く）の種類、数量	
	施設配置平面図	別紙 A 3 版で資料を提出してください。
	施設配置立面図	別紙 A 3 版で 4 面の立面図を提出してください。
施設計画	構造、階層	
	建築面積	
	延床面積（階層別内訳）	
	店舗面積（階層別）	
	客席数または収容人員（階層別店舗別内訳）	
	荷捌き駐車場の位置	次のどちらかに○をつけてください。 ・敷地内 ・敷地外 ↓ (確保する場所)
	バリアフリーに関する取組方針	
	環境保全に関する取組方針	
	店舗の平面計画	別紙 A 3 版で各階の平面図を提出してください。
	イメージ資料	別紙 A 3 版で外観及び店舗内部のイメージパースを提出してください。

親水広場計画提案書

平面・立面計画	敷地利用計画と同じ資料に表示してください。
施設構成	整備予定の施設などについて、種類、数量などを記載してください。
公共性の確保方策	公共性を確保していくための整備方針、管理方針（特に、営業区域との境界部分の処理方針）を記載してください。
バリアフリーへの対応方針	
管理計画	美観の維持や夜間の安全確保対策などを記載してください。

経営計画書

1. 希望借地期間 : 年

2. 必要な資金と調達の方法

必要な資金(項目別)	金額	調達の仕方	金額
店舗建設費	千円	手持ち資金	千円
内装工事費	千円	増資・資産売却等	千円
什器・備品費	千円	借入金	千円
外構工事費	千円	その他	千円
その他	千円		
合 計	千円	合 計	千円

3. 借入金およびその返済方法

借入先	借入金	返済方法	年利率	月額平均利息	全額返済予定年月
	千円		%	円	
	千円		%	円	
	千円		%	円	
	千円		%	円	

4. 開業後の収支見通し(月平均)

	開業当初	黒字転換後 (年 月 頃)	摘 要
売 上 高	千円	千円	
売上原価	千円	千円	売上商品の仕入代金(材料費)
売上総利益 - =	千円	千円	
営業費用	千円	千円	
賃借料	千円	千円	土地借地料
水道光熱費	千円	千円	
人件費	千円	千円	
保険料	千円	千円	
固定資産税	千円	千円	
減価償却費	千円	千円	店舗設備備品の原価償却費(年償却)
支払利息	千円	千円	店舗開設に要した借入金の金利
その他費用	千円	千円	上記以外の営業費用(本社経費等)
月次損益 - =	千円	千円	